

会 議 録

会議の名称	令和6年第3回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和6年7月12日（火）	午後1時30分から 午後2時30分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	古杉 茂、内笹井 武登志、大塚 真美
	保険医又は 保険薬剤師代表	矢代 享一、林 勇毅
	公益代表	広瀬 伸一、粂田 平一郎、小暮 純一、峯 昌彦、 新井 次郎
	被用者保険等 保険者代表	関口 有紀、石崎 篤史
	市職員	矢嶋 雅宏（収納課長）
	事務局	榊田 蒼浩（保健部長）、榊田 恵（保険課長）、 久米 久美子（保険課長補佐兼国保係長）
欠席者	新井 千奈美、田中 信子（被保険者代表）、本間 宏之、澁谷 修一郎、 荻野 隆史（保険医又は保険薬剤師代表）、安藤 浩（被用者保険等保険 者代表）	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）準統一に向けた保険税率改定までの方針について 【資料1】【資料2】【資料3】 4 その他 5 閉会	
配付資料	・会議次第 資料1 国保財政の仕組みについて 資料2 モデルケース別 税額試算比較表 資料3 保険税改正までのスケジュール（修正案） ・【参考資料①】国保新聞〈当日配布〉 ・【参考資料②】子ども子育て支援金〈当日配布〉	
その他特記事項	傍聴人：無	
主管課	保健部保険課	

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	1 開会
会長	2 あいさつ 【会長あいさつ】
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【配付資料の確認】
保険課長補佐	3 議事 【会長に議事の進行を委任】
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 審議事項（１）「準統一に向けた保険税率改定までの方針について」事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、順番に説明をさせていただきます。資料がいくつかございますので、資料ごとにご質問等があれば承りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは、まずは資料１をご覧くださいと思います。国民健康保険財政の仕組みについて、でございます。 【資料１に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	今、事務局から説明をいただきましたが、資料１の内容で何かご質問等があればお願いしたいと存じます。 質疑等はございませんでしょうか。
榎田委員	最後の４ページのところで、県の基金から借り入れてほしいというような話だと思うのですが、これの利率とかそういうのはどうなっていますか。
保険課長	県に借り入れた場合の率についてですが、これは無利子ということで決まっております。ただ、県の方で市町村に貸し出すための準備をする必要がありますので、申し込みの締め切りが早くなります。その締め切りまでに本庄市の予算が足りるのか足りないのかというのを見極めるのが、ちょっと難しいのではないかというような、現実的な難しさがあると感じております。
峯委員	前にも説明を受けたかもしれないですけど、医療費が増えているということで、これの内容の分析というか、全体でどういう医療費が多いのかとか何かあるのですか。
保険課長	現実的に全てのレセプトを解説するというのは、ちょっと難しいのですが、実際のところはそこまで手が回っていないのですが、分析自体は、全国での結果として、全国、全てで医療費がとにかく高くなっているという状況がございます。国の方の分析は、やはり、コロナ禍明けで医療費が上がったという

保険課長	のがありますが、コロナの渦中では、受診控えを皆さんされていて、コロナにかかりたくないから病院に行かない。普段、毎月毎月通って定期的に飲んでいる薬は、必要だから病院に行くかもしれないですけども、ちょっと不調とか、念のためというようなことで医者に行かないというようなことが、2、3年続いたようなのですね。コロナが5類になったことで、その反動でものすごくお医者さんにかかる方が増えたというようなことが全国的な現状としてあります。 また、コロナの医療費の方も、5類になってからは国ではなくて、普通に各保険者に請求がくるようになりました。検査費用も、全てこちらで普通の病気としてかかるようになる。ということでやはり、今、そういったことで全体的に増えているというような分析を国の方でしております。ただ、個々の市町村で実際に本当にそうなのかというところまでは、解析はしておりません。
議長	他に質疑等ございませんか。
矢代委員	今年から赤字になって、その前は健全に0だったですけども、その原因の一つとして医療費が上がったというのと、あとは、社会保険の拡大によって、支出が増えて収入が減ってしまったということになりますよね。そうすると、これからもやっぱり同じように赤字が増える可能性はあるわけですか。
保険課長	はい。これがやはり全国的な問題になっておりまして、社会保険への適用拡大を国の方で進めております。今までは、扶養の範囲内でいたいパートの方ですとかアルバイトの方は、社会保険に入る必要がなかったのですが、もう、このラインまで控えれば社保に入らずに済むからということで、どうにか計算をしてお勤めしていた形のラインが、国の方で、例えばここまでじゃなくて、ここからはもう社保に入れなさいというような仕組みを今どんどん広げています。 なので、そのあたりの、ある程度収入があって国保に入っていたという方が、国保の収入源としてとても支えてくれていた所得層で、それがごそっと国保から抜けてしまうというようなことが、全国的な問題で、保険税の調定については、本庄市だけでなく他の市町も、みんな下げる必要が出てきてしまってどうしようというような話を、そのような会議に出ると皆さん同じように話しております。 一応、そういったものも、県の試算では、被保険者数がこの後もこれぐらい減っていくだろう。所得もやっぱりこれぐらい減っていくだろう。そういった見込みも入れていただきつつ、標準税率についてはそういう試算をしてくれてはいます。 ただ、やはり、医療費を賄うためには、所得がない方からいただかないといけないということで、所得割だけではなくて、やっぱり基本料金みたいな形の均等割ですとか、そういったもののベースを少し上げざるを得ないとい

保険課長	うような、そういう仕組みに変わってきていると思います。 実際のところは、収納率も納付金に関わってくるのですが、そうしたところで、やはり収納課の担当者たちも頑張ってきているのですが、収納率もある程度上げないと、納付金の方でデメリットがあったりとか、そういったことも出てきたりしますので、税率は上げなければいけないけれども、やはり現状として、納めるのは難しくなってくるのではないかと、そうすると、やはり赤字は広がってしまうのではないかと、というような懸念はしております。
新井次郎委員	確認ですが、納付金の財源イメージというものが2ページにあるのですが、県の方から示される納付金の中にはここにあるような県の支出金とか基盤安定交付金、そういったものも含めて、先ほど言いました令和6年度だと21億円程度の納付金にくるとということなのですか。
保険課長	基盤安定というのは、所得があまりない方たちの税金を割引した分を県と国と本庄市で持つというものですけれども、それは公費という形になりますが、毎年、本庄市で軽減、割引している世帯がどれくらいあるかというデータを県に出しますので、そうしたところから試算をしていくことになります。支出金についても県からいただいている支出金の例年のデータがあるので、それをベースにおそらく仕組みとしては計算していると思います。
新井次郎委員	では、令和6年度の21億余りの金額のうち、単純に保険税というのはどのくらいの金額というのがわかるのですか。この表で見ると、納付金21億の枠という中に、保険税という内訳がありますよね。
保険課長	実際のところは、21億を賄うために保険税を使ってくださいという仕組みなので、このうちの幾らが保険税ということではなくて、令和6年度にこれだけの納付金を県に納める必要があるんで、その財源として、保険税はそこに入れてください。それ以外にはどうにかお金をかき集めて払ってください、結果的にその集めが足りなかったりすると赤字になってしまうので、それを補填するというような形になります。
新井次郎委員	そうすると、例えば、納付金が21億とくる中で、本庄市として、先ほど言った、その令和9年度以降の税率で保険税を幾ら集めるかというのは、わかるのですかね。
保険課長	令和6年度は、この納付金を賄うためには、こちらの標準保険税率のR6というのをこの税率で掛けて、国の方が定めた収納率、標準収納率というのがありますので、そのパーセンテージを集めていただく必要がありますというのが、まず、納付金の仕組みとしてあります。 令和9年度は、県内の市町村全てで、今税率を定めるためにこういった協議会を開いて頑張っているところですが、令和9年度にトータルでどれくらい埼玉県が必要としているのかを各市町村で計算するのはとても難し

保険課長	いので、どうにかならないかと市町村の方で申し入れをしましたところ、県の方で推計の数字というものを出していただけるようになるかと聞いております。ただ、それは本当にあくまでも今の数字を使って、令和9年度までを推計したものなので、実際に令和9年度に本当にその数字になるかどうかという保証はできなくて、実際のところ、令和9年度の税率が本当に確定するのは、先ほど申し上げたように令和8年の夏にデータを出して、令和9年の1月に確定したときに初めてわかることになります。それを踏まえて、条例改正はそのときにするしかありません。 ただ、今の状況から、今の段階での令和9年度の推計をもうすぐ出してくれそうなので、それはなんとなくわかります。ただ、この、今出ている令和6年度よりもやはり相対的に数字が大きくなるという推計を県の方でしているようでございます。
新井次郎委員	推定の数字ばかりなので、今後は当然、税率改正という話が諮問されていますので、その中で2方式にしろ4方式にしろ、税率を決めていく中で、何をもとに税率を決めるのかなというのが非常によくわかりません。どの税率にすれば、これだけの金額が集まりますよっていう形にはなりますけども、はたして、その金額で納付金が賄えるかどうかっていうのは、どういう判断をするのかなって気がします。その、本来、多分、令和7年度、令和8年度、令和9年度という、そういう中で納付金はどういう形で変わってくるかというのはありますけども、それに合わせた税率というものを考えていくときに、納付金の推移というものがどうなるかってことが非常に重要ですし、それがわからないと4方式にしろ2方式にしろ、税率をどうするかというのは非常に難しいのかなと、今、話を聞いて感じたところでございます。とりあえず今の段階では以上とさせていただきます。
保健部長	新井委員が言っていたところですが、本当に雑駁な、大きな話をしますけども、令和6年度の合計で21億の納付金が必要で、これは、もうここで21億を税で賄わなければならないです。 今、新井委員が令和9年度の納付金が幾らになるか、そこが決まらないうと税率が決まらないうじゃないかというところをおっしゃっていただいておりますので、その点を、担当課の方で、細かく推移、検討させていただいて、また、協議会の中で、そこら辺をお示しできるような形がとれば一番いいのかなと思っております。 やはり、大体の数字が見えてこない、税率とか、2方式とか、どういう方式でやっていくのがいいのかっていうのが、なかなか掴めないと思っておりますので、そこはまたよく分析していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
議長	その他ございませんか。

	【特になし】 それでは、資料 1 については終了といたします。
議長	次に資料 2 について事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、資料 2 についてご説明申し上げます。 【資料 2 に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	何か、ご質問等があれば。皆様よろしいですか 【特になし】 ないようですので、資料 2 を終了し、続きまして、資料 3 について説明をお願いします。
保険課長	それでは、資料 3 についてご説明申し上げます。 【資料 3 に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	先ほど資料 3 について説明いただきましたが、この点につきまして、まず、スケジュールということで、案 2 の方でお願いしたいということでしたが、答申と条例改正とありますけれども、先ほどの説明で、条例改正は、12 月はちょっと難しいということですね、法律との兼ね合いということで。 ここの条例改正というのは、目標では、例えば令和 8 年 3 月とかその頃。それと、答申もそうだと思うのですが、答申もここが絶対ということになるのでしょうか。それとも、この答申というのは、令和 7 年の 9 月でも、令和 8 年の 7 月でも 6 月でも大丈夫だという理解でよろしいですか。
保険課長	こちらにあるスケジュールの時期というものは、あくまで、例えば 12 月議会に条例改正をする議案を上程するのであれば、ギリギリここまでで答申をいただければ何とか間に合うということで、本当に最後の最後のギリギリのところを載せさせていただいている形になります。ただ、実際のところは、やはり早めにいただけるのであれば、早めにこういった方向でこの時期に条例改正をしていきたいと思いますという答申の内容をいただいた上で、準備に時間を長くかけたいという気持ちが事務局にはございますので、時期としては、極端な話、来年度までいなくても、今年度中にでも、皆さんの方でこういった形で良いのではないかと考えていただければ、その方向で答申の内容を決めさせていただいて、市長に答申として正式に回答して、実際の条例改正に向けて協議を始めるというようなことも、当然、対応ができますということです。答申について、例えば、条例改正は 12 月には間に合わなくて、令和 8 年の 3 月までいってしまうかもしれないですが、それでもギリギリまで答申を出さないで協議したいということであれば、そうであっても、令和 7 年の 9 月、10 月ぐらいまでは待てると思います。 ただ、準備をして周知広報するためには、運営協議会ではこのような内容

保険課長	で答申を出したので、税率までは具体的に決められなくても、広報や市ホームページでこういう方向で今後税率改正が行われる見通しですので、皆さんよろしくお願いしますというような周知方法は、先に始められると思っていますので、早い方が十分に準備できるということではございます。
議長	そうですね、この答申というのは、一つの目標としては、そこより先にいくと事務的な手続きはちょっと難しい場合もありそうです。ちょっと前に来るのであれば大丈夫ですか、
保険課長	はい。
議長	じゃあ、落ち着いてゆっくりとですね。
保険課長	はい。
議長	そうですね、これを急いでも。
保険課長	そうです。税率については落ち着いてゆっくりとやらせていただきたいです。ただ、本庄市は2回で税率改定を行い、令和7年はやらないで、令和8年、令和9年はやる予定ですよというようなスケジュールについては、まず決めていただきたいということで、案2でいうところは、本日ご審議いただければと思います。 というのは、実は、県の方で本庄市さんはどういう予定ですか、とちょっと回答を急かされております。本庄市がこの改正までのこのような議論を始めるのが、ちょっと、県内でだいぶ遅い方でして、本庄市さん今後どうされるつもりですか、令和9年度もお尻が決まっているので、改定予定はどうなるのか、というのを、正直なところちょっと急かされている状態です。今日、本庄市は2回で令和7年度はやらないです、令和8年度、令和9年度でやる予定ですよというようなことを決めていただけると、そのように県に回答できるかなと思っております。
議長	課長の方から説明があったとおり、今後のスケジュールで、案2の方で、皆さん、意見がございいますか。よろしいでしょうかね。 【特になし】 それでやれば、本庄市としては一番ベストなスケジュールになるかと思えますのでいかがでしょう。よろしいですか。 【はい】という声があり。 では、承認ということでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 他に、皆様より、あと、資料3については、よろしいでしょうか。 【特になし】 それではないようですので、次第3の議事については終了とさせていただきます。
議長	4 その他

	【事務局からの連絡】 次第４ その他として、事務局から連絡事項がございます。保険課長から説明いたします。
保険課長	それでは、いくつか連絡事項を申し上げます。 次回の運協ですが、９月議会の前の定例の運営協議会を開催させていただきたいと存じます。９月補正予算及び、保険証の廃止に伴う条例改正などを予定しております。 たびたびの開催でお忙しいところ大変申し訳ないのですが、会長と日程の調整をさせていただきまして、８月６日火曜日をお願いしたいと思います。開催通知を本日ご用意しておりますので、後程お渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それから、保険税改定の運協の開催については、本日の協議の内容を精査させていただき、会長と相談の上、今後の予定を決めたいと思います。よろしくお願いいたします。 また、７月に入りまして、今年度の保険税の納付書を７月５日の金曜日に、それから保険証を特定記録郵便で７月１０日の水曜日に発送いたしました。 お手元にお配りしたカラーの三つ折りのチラシ「マイナ保険証をご利用ください」とあるものは、今回の保険証に同封したものでございます。 タイトルにあるように、１２月２日以降は保険証の発行ができなくなりますので、今回が保険証としては最後の更新になります。 チラシを開いていただいて、一番下にありますように、保険証につきましては、有効期限までご利用いただけます。 そのあとは、マイナ保険証をお使いいただくこととなりますが、マイナンバーカードと保険証の連携をしていない場合には、来年度の更新の時期には、保険証が変わる「資格確認書」というものを発行することになっております。 有効期限前でも、１２月２日以降に保険証を紛失してしまつて、再発行をしたいという場合には、「資格確認書」が発行されることとなりますので、まだ先のことはありますが、念のためご報告させていただきます。 連絡事項は、以上でございます。
議長	委員の皆様からご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。 【特になし】 ないようですので、これで、次第４ その他 を終了いたします。 それでは、本日の議事がすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
副会長	５ 閉会 【閉会あいさつ】

令和 6 年 8 月 7 日

会議録署名

会長

広瀬 伸一